

	薬局の廃止届	麻薬小売業者業務廃止届	所有麻薬届	麻薬譲渡・譲受手続き関係	覚せい剤原料所有数量報告	覚せい剤原料譲渡報告
提出期限	薬局の廃止から30日以内	薬局の廃止から15日以内	薬局の廃止から15日以内	薬局の廃止から50日以内	薬局の廃止から15日以内	薬局の廃止から50日以内
提出書類	①廃止届(様式第八) ②薬局開設許可証	①業務廃止届(様式第五号) ②麻薬小売業者免許証	①所有麻薬届(様式第八号)	①麻薬譲渡届(様式9号:廃止薬局が提出) ②麻薬譲受届(様式10号:麻薬を譲り受ける側が提出)	①業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量報告書(様式第26号)	①業務廃止等に伴う覚せい剤原料譲渡報告書(様式第27号)
その他	①各1部ずつ提出	①各1部ずつ提出(免許は原本)	①1部提出	①各1部ずつ提出 ②通常、薬局同士で麻薬の譲渡・譲受はできないが、薬局を廃止し麻薬免許を廃止した場合に、50日以内なら譲受・譲渡できる。 ③譲受・譲渡の日から15日以内にそれぞれ届を保健所に提出すること、とされているが、通常は麻薬小売業者免許業務廃止届にあわせて提出。 ④麻薬を譲り受けた薬局においては、譲り受けの記録を麻薬帳簿にきちんと記入しておくこと。	①1部提出	①1部提出 ②通常、薬局同士で覚原の譲渡・譲受はできないが、薬局を廃止した場合に、50日以内なら譲受・譲渡できる。 ③譲渡の日から15日以内に保健所に提出すること、とされているが、通常は薬局の廃止にあわせて提出。 ④覚せい剤原料の譲受・譲渡を行う薬局間で、それぞれ譲受証と譲渡証を交換しあうこと(この譲受証と譲渡証は保健所への提出義務はない)。譲り受けの記録を帳簿にきちんと記入しておくこと。

	毒物劇物販売業の廃止届	高度管理医療機器等販売業	特定生物由来製品関係
提出期限	廃止から30日以内	廃止から30日以内	期限なし
提出書類	①廃止届(様式第11号の2) ②毒物劇物販売業登録票	①廃止届(様式第八) ②高度管理医療機器等販売業許可証	①特定生物由来製品届書(参考様式)
その他	①各1部ずつ提出	①各1部ずつ提出	①1部提出